

議員提出議案

(議 案)

令和4年第5回玉名市議会(定例会)

令和4年9月28日提出

令和4年第5回玉名市議会（定例会）議員提出議案

番 号	件 名	提案者
議員提出2	玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	委員長
議員提出3	玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	委員長

議員提出第2号

玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年9月28日 提出

議会運営委員会

委員長 多田隈 啓二

玉名市議会議長 近松 恵美子 様

玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例

玉名市議会委員会条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「少なくとも一の」を「次項第1号から第3号までの常任委員会にあってはいずれかの常任委員となるものとし、同項第4号の常任委員会にあっては全議員がその」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 予算決算委員会 22人

ア 予算に関すること。

イ 決算に関すること。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、この条例の公布の日以後初めて招集される議会の定例会の招集の日から施行する。

提案理由 常任委員会におけるこれまでの審査方法を改め、全議員による予算決算委員会を設置し、及び重大な感染症のまん延防止等の観点から、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる委員会の開催方法の特例とするため、条例の整備を図るものである。

議員提出第3号

玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年9月28日 提出

議会運営委員会

委員長 多田隈 啓二

玉名市議会議長 近松 恵美子 様

玉名市議会会議規則の一部を改正する規則

玉名市議会会議規則(平成17年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改め、「第166条」の次に「・第166条の2」を加える。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第7章中第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする
ことができる方法により、委員会に出席する委員に関する規定を定め
るため、規則の整備を図るものである。

議員提出議案 参考資料

令和4年第5回玉名市議会（定例会）

令和4年9月28日提出

番 号	件 名
議員提出2	玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例
議員提出3	玉名市議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出第2号関係

玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>) 第2条 議員は、<u>次項第1号から第3号までの常任委員会にあっては</u> <u>いずれかの常任委員となるものとし、同項第4号の常任委員会</u> <u>にあっては全議員がその常任委員となるものとする。</u> 2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>予算決算委員会 22人</u> <u>ア 予算に関すること。</u> <u>イ 決算に関すること。</u> 第15条 略 <u>(委員会の開会方法の特例)</u> 第15条の2 <u>委員長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等</u> <u>その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員</u> <u>が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像</u> <u>と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を</u> <u>することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)</u> <u>で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会</u> <u>は、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法</u> <u>で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければな</u> <u>らない。</u> 3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員</u> <u>会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>) 第2条 議員は、<u>少なくとも一の</u> <u>常任委員となるものとする。</u> 2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は次のとおりとする。 (1)～(3) 略 第15条 略</p>

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 略

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(出席説明の要求)

第21条 略

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 略

(出席説明の要求)

第21条 略

議員提出第3号関係

玉名市議会会議規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）</p> <p>第10節 会議録（第85条—第89条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>第2節 審査（第95条—第111条）</p> <p>第3節 秘密会（第112条・第113条）</p> <p>第4節 発言（第114条—第125条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）</p> <p>第6節 表決（第128条—第138条）</p> <p>第3章 請願（第139条—第145条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）</p> <p>第5章 規律（第151条—第159条）</p> <p>第6章 懲罰（第160条—第165条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・<u>第166条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）</p> <p>第10節 会議録（第85条—第89条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>第2節 審査（第95条—第111条）</p> <p>第3節 秘密会（第112条・第113条）</p> <p>第4節 発言（第114条—第125条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）</p> <p>第6節 表決（第128条—第138条）</p> <p>第3章 請願（第139条—第145条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）</p> <p>第5章 規律（第151条—第159条）</p> <p>第6章 懲罰（第160条—第165条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条<u>_____</u>）</p>

の2)

第8章 議員の派遣 (第167条)

第9章 補則 (第168条)

附則

第2章 委員会

第1節 総則

第94条 略

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

(委員外議員の発言)

第117条 略

2 略

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 略

2 略

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれていると

____)

第8章 議員の派遣 (第167条)

第9章 補則 (第168条)

附則

第2章 委員会

第1節 総則

第94条 略

(委員外議員の発言)

第117条 略

2 略

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 略

2 略

きは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第7章 協議又は調整を行うための場

第166条 略

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

第7章 協議又は調整を行うための場

第166条 略